

# 令和6年度こども家庭科学研究 事業実施方針(案)の概要

## 事業概要（背景・目的）

令和5年4月に施行されたこども基本法に定められるこども施策を推進するため、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題等を明らかにし、健やかな成長を社会全体で後押しするための保健、医療、福祉などの幅広い関係分野での研究を推進する。

## 令和6年度概算要求のポイント

- **こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究**
  - 【新規】身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための研究
  - 【継続】先天性代謝異常等検査の体制整備のための研究
  - 【継続】低年齢児保育が子どもの発達等に及ぼす効果・影響の解明のための研究
- **妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究**
  - 【新規】社会状況等に合わせた、適切な妊婦健康診査、産婦健康診査の推進のための研究
- **こども施策の総合的な推進につなげる科学研究**
  - 【新規】成育医療等基本方針に基づく地域の特性に応じた施策の推進の充実を図るための研究
  - 【継続】母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究

## これまでの成果概要等

- ・72施設の約9600名の低出生体重児の身体発育値を収集し、低出生体重児の発育曲線及びその利用のための手引きを策定。（令和3～4年度）
- ・HTLV-1キャリア妊婦の現状、支援体制やニーズに関する情報収集や課題整理等を踏まえ、「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」を改訂。（令和2～4年度）
- ・成育医療等の施策の実施状況等を客観的に検討・評価するための指標や目標値の検討、指標の評価システムの開発と、指標及び実施状況のモニタリングを実施。⇒ 研究成果を踏まえ、令和5年3月に通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」が発出。（令和3～5年度）

# 令和6年度新規研究課題の具体的な研究内容等

## 1. こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究

健康診査、栄養、多様性に関する事項（低出生体重児、多胎児、外国人、障害児等）、保育、こどもの障害、CDR（Child Death Review）、虐待等、こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究を実施。

### 令和6年度新規研究課題案

- 身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための研究
- 知的障害・発達障害児とその家族のQOLを維持する支援体制整備に向けた研究
- 児童虐待に対する予防的施策の充実に資する社会実装の推進方策の検討のための研究

等

## 2. 妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究

不妊症・不育症、プレコンセプションケア、妊娠、出生前検査、母子感染、出産、産後のケア、父親支援、育児等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究を実施。

### 令和6年度新規研究課題案

- 社会状況等に合わせた、適切な妊婦健康診査、産婦健康診査の推進のための研究
- （再掲）知的障害・発達障害児とその家族のQOLを維持する支援体制整備に向けた研究

等

## 3. こども施策の総合的な推進につなげる科学研究

母子保健情報のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体支援等のこども施策の総合的な推進につなげる科学研究を実施。

### 令和6年度新規研究課題案

- 成育医療等基本方針に基づく地域の特性に応じた施策の推進の充実を図るための研究

等